

伊佐市産業活性化事業補助金



伊佐市で起業するあなたを応援します！



「伊佐市産業活性化事業補助金」とは…「伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金」から内容を変更し、新しく始まる補助金制度です。

・対象経費額の合計が150万円を超え、かつ、令和6年2月末（令和5年度内）までに事業完了が見込めるものが対象です。

・着手済の事業については対象外となります。

補助金の種類	対象者	対象業種	対象経費	補助率	上限額 ※別途加算あり
起業支援補助金	起業予定者 起業から1年未満の者	裏面をご確認ください	起業に要する 施設整備・設備導入費	2/5	80万円
継業支援補助金	継業予定者 継業から1年未満の者		継業に要する 施設整備・設備導入費	1/3	60万円
空き店舗解消支援補助金	空き店舗を活用して 事業を行う者		空き店舗を活用して事業を 行う際に要する 施設整備・設備導入費	1/3	60万円
6次産業化支援補助金	認定農業者		6次産業化に要する 施設整備・設備導入費	2/5	80万円

「**起業**」とは…以下のいずれかに該当すること

- ①個人が開業すること
- ②事業を営んでいない個人が法人を設立すること
- ③個人が市内への移住に伴い事業を開始すること
- ④法人が市内への進出に伴い事業を開始すること

「**継業**」とは…個人事業主又は法人から事業を承継すること

「**認定農業者**」とは…以下のいずれかの認定を受けていること

- ①農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画
- ②酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画
- ③果樹農業振興特別措置法の果樹経営計画

「**6次産業化**」とは…以下のいずれかに取り組むこと

- ①市内の地域資源を原材料に新たに加工・販売を行うこと
- ②特産品開発・販売や体験型観光等により地域産業の付加価値向上に取り組むこと

※詳細は伊佐市ホームページの補助金交付要綱をご確認ください。

裏
面
有

○加算要件：対象経費が300万円を超え、以下の要件を満たす場合に上限額に対して加算となります。

加算の種類	加算の条件	加算金額
地元加算	施設整備の全てを市内の業者に発注する場合	30万円
空き店舗加算	空き店舗等を活用して事業を行う者 (「空き店舗解消支援補助金」及び「継業支援補助金」は除く。)	30万円

○対象業種

大分類	中分類
製造業	属する全ての製造業
情報通信業	情報サービス業
	インターネット付随サービス業
運輸業	道路旅客運送業
卸売業 小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
生活関連サービス業 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
宿泊業 飲食サービス業	宿泊業
	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業
サービス業（他に分類されないもの）	自動車整備業

○応募締切

・令和5年9月1日（金）17時まで

※申請様式は伊佐市ホームページをご参照ください。

○審査会の開催

・審査方法：プレゼンテーション方式

（事業内容等について、審査員に説明）

・日時：令和5年9月下旬頃

・場所：伊佐市役所 大口庁舎（予定）

・発表時間：10分程度（質疑応答含め20分以内を予定）

※詳細な内容・日程等は応募締切後、ご連絡いたしま

まずはこちらへご連絡ください！

◇お申込み・お問い合わせ◇

伊佐市大口里1888 伊佐市役所

企画政策課産業政策係

☎0995-23-1311 内線：1305・1304